

2025 年 9 月 4 日

福岡労働局
局長 千葉 登志夫 殿

平和・労働・人権
北九州共闘センター
議長 竹内 俊一

異議申出書

さる 8 月 20 日、福岡地方最低賃金審議会は中央最低賃金審議会の目安より 2 円プラスして「65 円」の引き上げで、時間額「1057 円」とする答申を行いました。しかし、以下に挙げている理由で、今回の答申は著しく不適當であり、あらためて、審議のやり直しによる改定額の変更を求めると共に審議会の運営に関していくつかの要求をします。

記

1、発効日を 11 月 16 日とすることは重大な問題があり、審議をやり直すべきです。

(1) 発効日を遅延することは、実質的には引き上げ額を下げることになり、目安割れも生じさせます。引き上げ額を下げることも、目安割れも、断じて容認できるものではありません。答申を撤回して審議のやり直しを求めます。

・ 昨年の 10 月 5 日の発効日と比較すれば、今回の 11 月 16 日発効日は 42 日も遅れることとなります。この改定額の適用期間の減少を、引き上げ額 65 円に対しての影響という点から見ると「約マイナス 8 円」となり、実質の引き上げ額は約「57 円」(※)となります。中賃が提示した 63 円の目安さえも下回るようになります。

これらの事態を放置すれば、最賃制度の実効性などが揺らぐことになり、最賃制度への信頼を大きく損なうことになります。

※ $42 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 0.115$ $65 \text{ 円} \times 0.115 \div 7.5 \text{ 円}$ $65 \text{ 円} - 7.5 \text{ 円} = 57.5 \text{ 円}$

(2) 発効日を遅延させた理由を明らかにしてください。

・ 発効日を昨年比べて 42 日も遅延させた理由がどこにも見当たりません。地賃の公益委員見解にも触れられていません。当初のスケジュールでは発効日は 10 月 12 日だったはずで、そこから一カ月以上も遅らせることは、よほどの事情があったとしか考えられません。

・ 発効日を遅延させることによる、引き上げ額の実質減は、該当する労働者に不利益をもたらします。労働者に不利益をもたらしてまでも優先すべき理由があるのかも明らかにすべきです。同時に、それが正当な理由になり得るかどうか検証されるべきです。

・ 中賃の公益委員見解には、「改定に必要となる原資の増大、支援策利用時に求められる設備投資計画の策定」等々、発効日を遅らせることの理由の一部が紹介されていますが、これらは「賃金支払い能力」にもかかわることです。

この「賃金支払い能力」に関しては、地賃の公益委員見解では「65 円の引き上げをおこなっても看過しがたいほどの影響があるとは考えられない」と結論付けています。この結論からすれば、今回の発効日を遅延させる理由は「支払い能力」とは関係のない、別なところにある、ということになります。

(3) あらためて専門部会の二者協議の議事録の公開を求めます。

- ・中賃の公益委員見解では、「引き上げ額と共に発効日についても十分に議論を行うように要望する」としていましたが、十分に議論されたかどうかとも検証する必要があります。

地賃の審議会や専門部会の三者協議部分すべてを傍聴しましたが、発効日に関しての議論はほとんどなかったように記憶します。そうすると、専門部会の「二者協議」においてしか発効日に関する審議が行われたと考えざるを得ません。

ホームページ上で公開されているものとしては、7月15日の第2回審議会までで、相変わらずの怠慢ぶりですが、発効日に関する審議が、どこでどんなふうに議論されているかを検証するためにもあらためて専門部会の二者協議の議事録公開を求めます。

2、全国一律1500円の実現を求めます。そして1700円をめざすことを求めます。

(1) 物価上昇分の後追いをするだけの最賃引き上げでは不十分であり、「健康で文化的な生活を営む」という視点が必要です。労働団体と学者らが取り組んでいる「最低生計費調査」の結果をもとにした審議を求めます。

- ・意見書でも指摘した通り、福岡市における最低生計費調査でも時間額については男性1,777円、女性1,823円（2024年8月 労働時間150時間換算）となっており、また、2024年連合リビングウェイジの福岡県のデータでも車保有の場合は時間額1,450円となっています。今回の答申はこのデータからも大きく乖離しています。
- ・最低生計費調査結果を議論の対象にするなど、審議の内容を変えない限り、いつまでも経っても労働者の求める最低賃金と現状の最低賃金の乖離が埋まらず、実感の伴わない最賃の引き上げとなるものと考えます。

(2) 最低賃金といえば事業者の「負担」ばかりが強調されますが、経済的効果を広く社会に強調して理解を求めるべきです。

- ・最低賃金の引き上げは物価対策だけでなく、経済の好循環をめざしていることは言うまでもありません。物価高に対する最低賃金の大幅な引き上げを柔軟に実施している欧州諸国でも、そのことは実証済みです。
- ・逆に低賃金に依存する旧態依然とした企業体質は社会全体を後退させ、景気全体を冷え込ますことになります。日本をはるかに上回る最低賃金を確立している先進諸外国の実例を深く検証し、その経済的効果を把握し広く社会に広めるべきです。

(3) 全国一律制度を早期に確立し、格差を解消すべきです。

- ・「本年度のランク別目安は、東京などのAと福岡などのBが63円、九州6県を含むCが64円の引き上げで、初めてCがAを上回った。地域格差の是正が目的なら、ランク分けそのものを改めるべきだ。」（本年8月14日西日本新聞社説）ということが一般紙でも指摘されています。全体が格差縮小の方向に向かい、とりわけ今年のCランクの引き上げ額はかつてないほどの伸び率です。もはや地域別最賃の制度は、存在意義そのものが薄れています。また、人材確保、人材流出防止という、地方のどこにでも共通する課題のためには、地域別最賃は弊害にはなっても有利に働くことはありません。国に対して正式に全国一律制を求めるべきです。

(4) 県や国の中小企業に対する直接支援の拡充を求めます。

- ・7月29日提出の意見書でも述べましたが、今年5月の日弁連のシンポジウムにおいて中小企業家同友会全国協議会を代表する方が「要望が多いのは社会保険料事業主負担の軽減だ。アンケートで72・2%にのぼった」と発言しています。なぜ国はこの要望に応えようとしないのでしょうか。このような社会保険料の減免は、諸外国の中でも実践されていることから、もっとも合理的だと考えます。
- ・また、本年の審議会における使用者側の意見発表において「最賃補助金」を求める意見がありましたが、このような直接支援については、我々も賛成するものです。中小企業支援なしに目安だけ押し付ける政府・厚労省は、ある意味、無責任だと考えています。

3、審議会や専門部会の議事録、次第、資料等の迅速な公開と、専門部会の全面公開を求めます。

- (1) 本年8月29日時点でも、ホームページ上では最賃審議会については7月15日の第2回審議会までしか公開されていません。専門部会については8月7日の第1回専門部会の「タイトル」だけの掲載になっています。

このような審議会等の公開の怠慢については、昨年の異議申出、そして本年7月29日提出の意見書にも厳しくしてきたところです。にもかかわらず、改善の兆しは一向に見られないのは私たちに対する挑戦なのでしょうか。

抗議の意を込めてもう一度、7月29日の意見書の主要部分を述べておきます。

- ①昨年8月27日第6回審議会において、丸谷会長は「今後の進め方、特に審議の公開及び議事録の公開等につきましては、まだ検討の余地はあると考えておりますが、結論をお約束できるというお話ではございませんけれども、今年の施行を踏まえまして、来年以降の行い方についても、今後検討を続けていきたいと思っております。」と決意を述べました。しかし、その年の審議の情報公開は異常でした。昨年11月29日時点でのホームページでは、審議会の情報は第3回までしか公開されていませんでした。非常識極まりない対応と言わなければなりません。
 - ②この間、福岡労働局に対する要請でも述べたように、傍聴人数が限定されているなかで、傍聴できなかった者が審議会の内容を知るには、議事録を見るしか他はなく、それによって異議の申出等の行為が可能になりますが、議事録が公開されなければ審議内容を知ることができず、貴重なデータをまとめた資料も一切見ることができません。異議申出等の重大な障害となります。これは傍聴できなかった者の、「意見や異議を提出する機会」の権利の侵害にもなります。
 - ③1999年（平成11年）4月27日閣議決定の「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」では、「会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。」と明記しています。これに明らかに反しており、厚労省の通達でも、議事録は速やかに出すべきで、できない場合、時間がかかる場合は議事要旨を出すように、ということになっています。福岡地方最賃審議会の誠実な対応を心から願います。
- (2) 特に本年は、発効日の遅延についての議論の形跡が、審議会のなかでは見られませんでしたので、おそらく非公開にされている専門部会のなかで議論されていることが想定されます。発効日の遅延の「理由」、それをめぐっての議論を知るためには、二者協議の公開が極めて重要です。今後の専門部会は、二者協議の非公開をやめて、すべて三者による専門部会にして公開することを検討すべきです。当面は二者協議の公開を求めます。

4、専門部会や運営小委員会を非公開にする際は「理由」を明示すべきです。

- (1) 先に述べた1999年（平成11年）4月27日閣議決定の「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」では、「会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。」と定められています。
- (2) 7月15日における第2回審議会の場合において、運営小委員会の非公開が宣言されましたが、理由らしきものとして述べられたことは「根拠規定」であり、非公開とする場合は「特段」の「理由の明示」が必要であると考えます。根拠規定の説明で事足りるなら、わざわざ「理由の明示」などという必要はないはずです。理由の明示なき非公開宣言は無効とすべきです。

5、審議にあたっては多様な意見を聴取すべきです。

- (1) 今期の審議会において「審議会が必要と認める者」として、技能実習生が選ばれ、大きな反響を呼びました。技能実習生といえば特殊なケースと受け止められがちですが、今や外国人労働者の存在なしには成り立たない社会になっており、しかもほとんどが最低賃金で働いているのが現状です。このような技能実習生の実態も踏まえた審議をおこなうべきです。今後も多様な労働現場で働く労働者の意見聴取を求めます。他県では意見を提出したすべての者の意見発表を行っているところがあります。
- (2) 意見聴取における意見発表者の選定については、実施要領に記載されている通りの選定手順を踏むべきであり、すべての意見発表者の推薦の公示を行い、受け付けることを求めます。
- (3) 実態把握のために、意見聴取とは別に「実地調査」を取り組んでみることを提案します。これもいくつかの県で実施されています。検討課題にさせていただくことをお願いします。

5、審議会等の傍聴方法についての提案

- (1) そもそも審議会等が行われる時間帯は、労働者が働いている時間帯です。労働組合の専従者にしても活動している時間帯です。非常に貴重な時間を割いて傍聴に来ており、しかも遠方の者は決して安くはない交通費をかけて傍聴に来ています。そのようななかで、傍聴を予定していても、直前になって傍聴制限にかかり傍聴できなくなれば、せっかく作った時間も無駄となってしまいます。そのような点から、まず傍聴制限をなくすことを求めます。
- (2) その傍聴制限をなくす方法として・・
 - ①会場内に可能な限り傍聴できる場所を確保する。
 - ②会場内に収まり切れない場合は、別室にモニターを設置して、その場所で傍聴者が審議会等を視聴できるようにする。
 - ③オンラインで希望する者がすべて傍聴できるようにする。

という方法が考えられますが③が移動を必要とせず、傍聴スペースや別会場確保の必要もなく、最も簡易で合理的で現実的です。

ただ、一つの配信で多くの者に視聴できるという点ではありますが、公開を原則としている以上、拒否する理由はありません。不適切な行為等があったとしても会場内傍聴にあたっての留意事項と同様の考え方で対応すれば問題はありません。

以上の提案したものを、今後に向けてぜひ検討していただくことをお願いします。

以上